

公益社団法人岩手県看護協会 虐待防止のための指針

1 基本的な考え方

公益社団法人岩手県看護協会（以下、「本会」という。）が設置・運営する訪問看護ステーション及び居宅介護支援事業所（以下、「事業所」という。）は、利用者の尊厳の保持と人格の尊重を重視するとともに、利用者の権利利益の擁護に資するため、次に掲げる虐待行為の防止とその早期発見・早期対応（以下、「虐待の防止等」という。）に努めるものとする。

2 虐待行為

虐待に該当する行為は、以下のとおりとする。

身体的虐待	利用者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること、又は正当な理由なく利用者の身体を拘束すること
性的虐待	利用者にわいせつな行為をすること、又は利用者にわいせつな行為をさせること
心理的虐待	利用者に対する著しい暴言、著しく拒絶的な対応、その他の利用者に著しく心理的外傷を与える言動を行うこと
放棄・放置	利用者を衰弱させるような著しい長時間の放置や、利用者を養護すべき職務上の義務を著しく怠ること
経済的虐待	利用者の財産を不当に処分すること、その他利用者から不当に財産上の利益を得ること

3 役職員の責務と役割

- (1) 本会における虐待の防止等に係る取組みの責任者は、会長、専務理事、常務理事及び各事業所の所長とし、統括責任者は会長、副統括責任者は事業所の運営指導を担当する常務理事（以下、「担当常務理事」という。）、各事業所における責任者は当該事業所の所長とする。
- (2) 各責任者は、虐待事案の発生は、利用者の生命と生活を脅かすことのみならず、法人としての社会的な信頼を著しく損ない、その後の事業経営に大きな困難を抱えることとなることを十分に認識し、専任の担当者として虐待の防止等に取り組むものとする。
- (3) 事業所の職員は、利用者の尊厳の保持と人格の尊重に対する配慮を常に心がけながらサービスの提供にあたるとともに、虐待や虐待が疑われる事案を発見しやすい立場にあることに留意し、虐待の早期発見に努めるものとする。

4 推進組織

- (1) 本会における虐待の防止等に係る取組みについての検討・協議調整や情報の共有（以下、「協議等」という。）は、訪問看護ステーション・居宅介護支援事業所所長会議（以下、「所長会議」という。）において行うものとする。
- (2) 所長会議における協議等は、定期的に行うものとする。また、必要がある場合は、臨時に所長会議を開催して行う。
- (3) 会長は、その必要があると判断した場合は、オブザーバーとして有識者を所長会議に招聘し、虐待の防止等に係る取組みについての助言や指導を仰ぐことができるものとする。
- (4) 所長会議においては、主に以下のことについて協議等を行うものとする。
 - ア 虐待の防止等のための指針の整備及び見直しに関すること
 - イ 虐待の防止等のための推進組織に関すること
 - ウ 虐待行為が発生した場合の基本的な対応に関すること
 - エ 虐待行為が発生した場合の原因の分析と、講じた対策・対応の効果検証に関すること

オ 虐待の防止等のための職員研修の実施に関すること

カ 虐待の防止等のための相談体制に関すること

(5) 所長は、所長会議の開催結果を職員に周知するものとする。

ただし、実際に発生した虐待行為に係る情報については、一概に共有されるべきではないものも含まれていることがあるので、慎重に取り扱うものとする。

5 虐待行為が発生した場合の基本的な対応

(1) 職員は、利用者への虐待を発見した場合又は虐待が疑われる事案を発見した場合は、速やかに所長に報告し、当該所長は担当常務理事を通じて会長に報告するものとする。

所長は、虐待行為を行ったのが職員自身と推察された場合も、同様に報告する。

(2) 所長は、(1)の報告後、虐待行為を行った又は行ったと疑われる当事者や当事者の関係者(以下、「当事者等」という。)に対し、事実や事情の確認を行い、結果を同様に報告する。

(3) 会長は、(1)及び(2)の報告をもとに、専務理事、担当常務理事及び当該報告を行った所長を交えて事案の内容を慎重に検討し、虐待行為があったと判断された場合は、速やかに当該所長を通じて当事者等に対し対応の改善を申し入れるとともに、行政機関の相談・連絡窓口に通報する。

ただし、利用者の安全・安心を確保するうえで緊急性が高いと認められる場合は、直ちに行政機関の相談・連絡窓口又は警察に通報する。

(4) 会長は、(3)の申し入れを行った場合は、当該所長に対し申し入れ後の経過を観察させ、その結果、依然として改善が見られないと判断された場合は、行政機関の相談・連絡窓口又は警察に通報するものとする。

(5) 以上の対応を行った場合は、直近の会議又は臨時の会議に事案の経緯・経過等を報告するとともに、発生原因の分析や本会が講じた対応・対策の効果について検証を行う。

(6) 会長は、当事者が職員であった場合は、就業規則等に則り必要な処分を行う。

6 職員研修等の実施

(1) 本会は、虐待の防止等のための職員研修を、原則年1回以上実施することとし、所長及び職員は、積極的にこれに参加するものとする。

(2) 研修の実施内容は、担当常務理事が所長の意見を踏まえて企画する。

(3) 所長は、本会が実施する研修のほか、外部機関が主催する研修にも職員を積極的に参加させるものとする。

(4) 所長は、新たに職員を採用した場合は、当該職員に対し虐待に係る研修を行うものとする。

7 相談体制等

虐待に係る相談や苦情(以下、「相談等」という。)があった場合は、次の者が対応する。

(1) 利用者及びその家族からの相談等 職員又は所長

(2) 職員からの相談等 所長又は担当常務理事

(3) 所長からの相談等 担当常務理事

附 則

この指針は、令和6年3月11日より施行する。

行政機関の相談・連絡窓口

地 域	相談・連絡窓口
二戸地域	<ul style="list-style-type: none"> ・二戸市地域包括支援センター（電話 0195-23-0810） ・二戸市総合福祉センター（福祉課）（電話 0195-23-1313） ・二戸保健福祉センター（電話 0195-23-9202、内線 222、223、225、377）
東山地域	<ul style="list-style-type: none"> ・しぶたみ地域包括支援センター（電話 0191-71-0053） ・一関市役所東山支所（市民福祉課）（電話 0191-47-4530）
千厩地域	<ul style="list-style-type: none"> ・一関東部地域包括支援センター（電話 0191-51-3040） ・一関市役所千厩支所（市民福祉課）（電話 0191-53-3955）